記入注意

一般事項

(1) この調査は，わが国の製造業に関する基本的な統計資料を作成するために実施するものであります。

(2) 調査期間が年間となつている事項については，昭和40年1月1日から12月31日までの事実について記入して下さい。しかし，毎月の帳簿締切日（たとえば12月25日）がきまつている事業所では，昭和40年12月の帳簿締切日からさかのぼつて1年間の事実について記入してもさしつかえありません。

(3) 調査票には，青または黒インキを用いて楷書ではつきり記入して下さい。カーボンペーパーまたはタイプライターによつて記入してもさしつかえありません。

(4) 数字は，必ず1，2，3のようなアラビヤ数字によつて記入して下さい。

(5) 該当事項のない欄は，必ず斜線を引いて下さい。

(6) 該当事項の記入にあたつて，調査票欄に書きつくせないときは，補助紙を用いて下さい。この際，調査票には，「以下別紙」と記入するとともに補助紙には，必ず事業所名を記入して下さい。ただし，補助紙を用いた場合でも計を記入すべきものは，補助紙でなく，調査票上の計欄に記入して下さい。

個別事項

1 事業所の名称　2 本社または本店の名称

商号その他営業上用いている正式の名称を記入して下さい。定まつた名称のない場合は，事業主の氏名を記入して下さい。

4 経営組織

組合とは，法人格をもつた組合をいいます。法人格をもたない匿名組合などは個人に含めて下さい。

6 従業者数

(1) 常用労働者であつても，長期欠勤者で，この月においていかなる給与も支給されなかつた者は，常用労働者に含めないで下さい。常用労働者については，昭和40年12月31日現在の在籍者を職員と労務者に区別して記入して下さい。

(2) 職員とは，技術的，管理的，専門的または事務的職務に従事する者をいい，常時業務に従事する役員も含めて下さい。

(3) 労務者とは，職員以外のすべての常用労働者をいい，守衛，小使，給仕等も含めて下さい。

(4) 職員と労務者の職務を兼ねている者は，その勤務した時間の長短に従つて，いずれかに含めて下さい。

(5) 個人事業主および家族従業者には，実務にたずさわつていない者および事業主の家族で，手伝いをする程度のものは含めないで下さい。

(6) 個人事業主の家族で，常時従業する者が普通の給料，賃金を支給されている場合は，常用労働者に含めて下さい。

7 月別常用労働者数

12月末の数は，6従業者数の職員と労務者の計に一致していなければなりません。

8 現金給与総額

(1) 所得税，保険料，組合費等を差し引かない前のいわゆる税込みの金額を記入して下さい。

(2) 常用労働者に対する基本給，諸手当とは，労働契約，団体協約，あるいは給与規則等によつて，あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。たとえば，基本給のほか，家族手当，超過勤務手当，通勤手当，休業手当等を含み，昭和40年1年間に実際に支払われた金額および同期間に支払うべきものとして確定された金額を記入して下さい。

(3) 特別に支払われた給与とは，一時的理由に基づいて，特別に支払われた奨励金，結婚手当，期末賞与等をいい，昭和40年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。

(4) その他の給与とは，常用労働者に含まれない臨時または日雇の労働者に対する現金給与，重役賞与および常用労働者に対する前掲以外の現金給与をいい，昭和40年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。

9 原材料，燃料，電力の使用額および委託生産費

(1) 原材料を使用して中間製品を作り，この中間製品を，さらに製造，加工のために使用した場合は，はじめの原材料の金額だけを原材料使用額に含め，あとの中間製品の使用額は含めないで下さい。

(2) 同一企業に属する他の事業所から受け入れたものおよび農業，林業，水産業，鉱業などの第一次産業活動によつて自家取得したものの使用額も見積り市価によつて記入して下さい。

(3) 原材料使用額には，燃料以外のすべての製造，加工用の原材料を含めて下さい。「工場維持用の材料，消耗品」には，工場建物，設備，機械などの小修理に用いた材料，耐用年数1年未満の工具，器具および備品，機械油その他作業用および事務用の消耗品などが含まれます。建物の新築，増築，機械または設備の新設，拡張などのために使用された原材料のうち固定資産勘定に計上すべきものは含めないで下さい。

(4) 燃料として使用されるものでも，原材料として使用された場合は，燃料使用額に含めないで，原材料使用額に含めて下さい。たとえば，コークス製造用の石炭，ゴム溶剤に用いられた石油などは原材料使用額に含めて下さい。

(5) 同一企業に属する2以上の工場に送電している自家用火力発電所の使用した石炭，石油などは，昭和40年1年間に製造品出荷額のもつとも多かつた事業所で一括して燃料使用額に含めて下さい。

(6) 電力使用額には，従量制の購入電力と定額制の購入電力をあわせて使用した場合は，金額欄に両者に対する料金の合計金額を記入して下さい。同一企業の2以上の工場に送電している自家発電所が他に余剰電力を販売した場合は，この販売電力は昭和40年1年間に製造品出荷額のもつとも多い事業所において，13イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。

(7) 委託生産費には，原材料を支給しないで他に製造を依頼したいわゆる注文製造品の代金を含めないで下さい。

11 製造品，原材料，燃料の在庫額および半製品，仕掛品額

(1) 下請加工のために他から支給された原材料および下請加工した製造品の在庫は含めないで下さい。

(2) 金額は，帳簿価額によつて記入して下さい。これにより難いときは，それぞれ年初および年末の見積り市価によつて下さい。

(3) 製造品の年末在庫額は，13ロ品目別製造品在庫額計に一致していなければなりません。

12 有形固定資産

(1) 金額は，帳簿価額によつて記入して下さい。これにより難いときは，見積り価額（取得額の場合は購入価額でもよい。）によつて下さい。

(2) 年初現在高

減価償却を直接法によつて行なつている場合は，その資産の年初の帳簿価額，減価償却を間接法によつて行なつている場合は，その資産の取得額から昭和39年末までの減価償却費の累計額を差し引いた価額を記入して下さい。

(3) 取得額

(イ) 購入または同一企業に属する他の事業所からの受入れ，あるいは建設仮勘定からの振替は，その資産の取得の際の帳簿価額あるいは振替の際の評価額を記入して下さい。この事業所が使用するために，外国から直接に輸入したもの（貿易業者等を通じて輸入したものを含む。）は中古のものでも新規のものとみなします。

(ロ) 建設または自家製作は，その資産の取得の際の評価額によつて記入して下さい。

(ハ) 増改築，改造，増設等によつて既存の資産の帳簿価額が増加した場合は，その増加額を記入して下さい。

(ニ) 資産再評価による固定資産の増加は記入しないで下さい。

(4) 除却額

(イ) 売却，撤去，同一企業に属する他の事業所への引渡しまたは滅失によつて，その資産が，帳簿から除却された場合，減価償却を直接法によつて行なつている場合は，除却の際の帳簿価額を，減価償却を間接法によつて行なつている場合は，取得額から除却のときまでの減価償却費の累計額を差し引いた価額を記入して下さい。

(ロ) 災害等による部分的損失に伴い，その資産の帳簿価額が減少した場合は，その減少額を記入して下さい。

(5) 減価償却額

減価償却を直接法によつて行なつている場合は，有形固定資産勘定から控除された金額を，間接法によつて行なつている場合は，減価償却引当金に加えられた金額を記入して下さい。

(6) 建物，構築物

(イ) 建物には，工場および事務所のほか，社宅，その他[illegible]付属物（構外のものを含む。）ならびにエレベーター，暖房，照明，通風等の付属設備を含めて下さい。

(ロ) 構築物には，ドック，橋，岸壁，さん橋，軌道，貯水池，坑道，煙突，その他土地に定着する土木設備または工作物ならびに舗道，駐車場等の整地（減価償却の対象となるものに限る。）を含めて下さい。構外のものも含めて下さい。

(7) 機械，装置

(イ) 原動機関，製造加工用の機械および装置などのほか，コンベヤー，ホイスト，起重機（建物に付属するものを除く。）等の運搬設備，その他の付属設備も含めて下さい。

(ロ) 溶鉱炉，[illegible]，分溜塔等，物に物理的または化学的変化を加える固定設備も含めて下さい。

(8) 船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品等

(イ) 船舶には，船舶および水上運搬具，車両運搬具には，鉄道車両，自動車，その他陸上運搬具（けん引用馬および牛を含む。）を記入して下さい。

(ロ) 工具，器具，備品等には，容器を含み，耐用年数1年以上で1万円以上のものを記入して下さい。

(9) 土地

土地には，工場および事務所の敷地のほか，社宅敷地，運動場，農園等の経営付属用の土地（構外のものを含む。）を含めて下さい。

13イ 品目別製造品出荷額

(1) 昭和40年1年間に，この事業所から出荷された製造品の全部を所定の商品分類表で品目別に記入して下さい。

(2) 委託販売に出したものは，12月31日までに販売ずみとなつていないものも含めて下さい。ただし，昭和39年内に出荷したもので昭和40年に入つて返品となつたものは差し引いて下さい。

(3) 金額は，内国消費税を課せられたものは，その税額を含めた工場出荷価額とし，また，割引き，値引きされたものは，その分を差し引いた販売実価によつて下さい。出荷ずみでも，販売実価の未定のものおよび同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものについては，見積り市価によつて下さい。

13ロ 品目別製造品在庫額

(1) この事業所の所有に属する製造品の昭和40年末現在の在庫額を品目別に記入して下さい。

(2) 半製品および仕掛品の各勘定に属するものは含めないで下さい。

13ハ 加工賃収入額

この調査において，加工というのは，他から支給された主要原材料によつて製造し，あるいは，他の所有に属する製品，半製品に加工，処理を加え，これによつて加工賃を受け取る場合に限ります。したがつて，普通に加工業と呼ばれる業種に属する事業所でも，自己の所有に属する原材料や製品に加工する場合は，この事業所の製造品となりますから，これらは，13イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。

13ニ 修理料収入額

(1) 修理料収入額には，他人のものを修理して受け取つた修理料および受け取るべき修理料を記入して下さい。

(2) 船舶の修理，航空機および航空機用原動機のオーバーホールについては，修理としないで自己所有原材料による場合は，13イ品目別製造品出荷額に，原材料の支給を受けた場合は，13ハ加工賃収入額に記入して下さい。

17 主要原材料名

たとえば，綿花を購入して綿糸を作り，この綿糸から綿織物を製織する場合には，最初購入した綿花を記入するのであつて，綿糸を記入するのではありません。また，他の工場で作られた機械用鋳物を購入，または支給され，これに機械加工をして機械の製造を行なう場合は，この機械用鋳物を記入して下さい。

18 作業工程

13製造品の出荷額，在庫額等に記入した製造品および加工品のうちおもなものについて，この事業所の作業の工程を，段階的に説明して下さい。2種以上の製法のある製品については，そのうちいずれの方法によつているか，また自動機械によつているか，手作業によつているかなどの要点を明瞭に記入して下さい。

19イ 事業所敷地面積および建築面積

(1) 敷地面積には，昭和40年12月31日現在において，事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積を記入して下さい。ただし，[illegible]，社宅，寄宿舎，グランドおよびその他福利厚生施設等に使用している敷地が，生産設備（倉庫等を含む。）などの敷地と道路（公道），へい，さくなどにより明確に区別される場合ならびにこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除いて下さい。

(2) 事業所の隣接地にある拡張予定地は含めて下さい。

(3) 建築面積には，(1)の事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積を記入し，昭和40年12月31日現在建築中のものであつても帳簿に計上（建設仮勘定として計上）したものについては建築面積に含めて下さい。

(4) 延べ建築面積には，事業所の敷地内にある全建築物の各階の面積の合計を記入して下さい。なお，延べ建築面積が建築面積と同じ場合は，同じ数字を記入して下さい。

19ロ 取得した用地の地目別面積および価額

(1) 取得面積には，昭和40年1月1日から12月31日までの1年間に工業用地として買入契約を締結したもののすべての面積を記入して下さい。

(2) 取得価額には，工業用地とするための整地費，埋立費，補償費等の諸費用を含めて買入または買入契約を締結した場合は，その価額としますが，それらの諸費用を含めないいわゆる裸買入または裸契約の場合は，これらの諸費用を推定して用地取得価額に含めて下さい。なお，対価の支払がなくても買入契約が成立すれば，その契約した面積と価額を記入することになります。

(3) 公有水面（河，海，湖，沼，その他公共の用に供する水流または水面で国の所有に属するものをいう。）の埋立の免許を受けた場合は，その許可をもつて買入契約とします。この場合，許可面積をもつて取得面積（許可時に海面，水面であつても）としますが，取得価額には埋立費，補償費等の諸費用を推定し加算して下さい。

(4) 地目別区分の4埋立地（埋立予定地を含む。）とは，公有，私有を問わず河，海，沼，湖，池などを埋立てる場合をいいます。

19ハ 1日当り水源別用水量

公共水道には，都道府県または市町村によつて経営される工業用水道または上水道から供給を受ける水を記入して下さい。

(1) 工業用水道とは，飲用に適しない工業用水を供給するものです。

(2) 上水道とは，一般の水道のことで人の飲用に適する水を供給するものです。

(3) 地表水には，河川，湖沼または貯水池から取水する水の量を記入して下さい。

(4) 伏流水には，河川敷または旧河川敷内において集水埋きよによつて取水する水の量を記入して下さい。

(5) 井戸水には，浅井戸，深井戸または湧泉から取水する水の量を記入して下さい。

(6) その他には，上記のいずれにも属さないで，次の「回収水」以外のもの，たとえば農業用水路から取水する水，他工場事業所から供給を受ける水等の量を記入して下さい。

(7) 回収水には，この事業所内で一度使用した水を，冷却塔，沈水池，沈でん池，循環装置等の回収装置を通じて回収使用する水の量を記入して下さい。なお，上記の回収水の施設を通さずに循環して使用しているものも回収水の欄に記入して下さい。

19ニ 1日当り用途別用水量

(1) ボイラー用水とは，ボイラー内で蒸気を発生させるために使用される水のことをいいます。

(2) 原料用水とは，製品の製造過程において原料として，そのまま用いられる水，あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。

(3) 製品処理用水とは，原料，半製品，製品などの浸漬溶解等物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。たとえば，パルプ製造工程におけるパルプの浸漬溶解用水，ビスコース製造工程における苛性ソーダの溶解用水，染色用水等がこれであります。

(4) 洗じよう用水とは，工場設備または製品の洗じよう用に供される水のことをいいます。

(5) 冷却用水とは，工場の設備または製品の冷却用に使用される水のことをいいます。

(6) 温調用水とは，工場内の温度または湿度の調整，有害物の除去のために使用される水をいいます。

(7) その他とは，上記のいずれにも属さない用水，たとえば，工場内での従業員の飲用水，雑用水をいいます。

---

1 記入にあたつては，各欄の説明をよく読んで下さい。金額は，一万円未満は四捨五入して，万円まで記入して下さい。

2 この調査票は，調査員に二部提出して下さい。一部は都道府県に，一部は通商産業省に送付され，厳重に保管されます。

昭和40年工業統計調査

㊙　指定統計第10号

工業調査票乙

（従業者19人以下の事業所用）

市区町村番号	事業所番号	調査区番号	票番	産業	規模	3	4	5	2
○	◉	○	※	※	※	※	※	※	※

1 事業所の名称および所在地（事業所の名称にはふりがなをつけて下さい。）

（電話　　局　　番）

都道府県　　市区郡　　区町村　　番地

2 本社または本店の名称および所在地（1と同一の場合は同左と記入して下さい。）

（電話　　局　　番）

都道府県　　市区郡　　区町村　　番地

3 資本金額または出資金額（会社に限る。）

昭和40年末現在払込みずみの資本の額または出資の額を記入して下さい。

百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

4 経営組織 該当する番号に○をつけて下さい。

1 株式会社　2 有限会社　3 合資会社　4 合名会社
5 組合　6 その他の法人　7 個人

5 他事業所の有無 該当する番号に○をつけて下さい。

工場が一つで
1 本社はこの工場と同一の場所にある。
2 本社はこの工場と異なつた場所にある。

工場が二つ以上で
3 本社はこの工場と同一の場所にある。
4 本社は他の工場と同一の場所にある。
5 本社はいずれの工場とも異なつた場所にある。

6 従業者数（年末現在）

	男	女	計
常用労働者　30日を超える期間を定めて雇用している臨時の者ならびに11月，12月のそれぞれの月において18日以上または7月から12月までに通算して60日以上雇用した臨時および日雇の者も含めます。			
個人事業主および家族従業者　業務に従事している個人事業主およびその家族で無報酬で常時就業している者をいいます。			
合計			

7 現金給与総額（年間）
(1) 常用労働者に対する基本給，諸手当および特別に支払われた給与（期末賞与等）の額，なお，退職金または解雇予告手当，重役賞与等も含まれます。
(2) 常用労働者に含まれない臨時または日雇の者に対する給与の額

億	千万	百万	十万	万	千円
					×

8 原材料，燃料，電力の使用額および委託生産費の合計金額（年間）
(1) 原材料，燃料，電力の使用額には，他から購入したものと同一企業の他の事業所から受け入れたもの等のうち実際に使用した総使用額を記入して下さい。（購入額を記入するのではありません。）
(2) 委託生産費には，原材料またはこの事業所の製品を他に支給して製造，加工を委託した場合，これに支払つた加工賃および支払うべき加工賃を記入して下さい。

億	千万	百万	十万	万	千円
					×

9 製造品出荷額等

イ 品目別製造品出荷額（年間）
(1) 製造品とは，自己の所有に属する原材料によつて製造された製品をいい，製造品には副産物，製造工程から出たくず，廃物も含めて下さい。
(2) 製造品には，原材料を他に支給して製造させたものを含め，仕入れてそのまま販売するものは含めないで下さい。
(3) 同一企業の他の事業所へ引き渡したものも製造品出荷額に含めて下さい。
(4) 製造品名，加工品名，番号，数量単位名等の記入にあたつては，商品分類表を参照して下さい。なお，製造品の数量は単位未満を四捨五入して記入して下さい。
(5) 出荷金額は工場出荷価額によつて記入して下さい。

※	Ⓟ	番号	製造品名	数量単位名	品目別製造品出荷額 数量	金額 億	千万	百万	十万	万	千円
											×
											×
											×
											×
											×
製造品出荷額計											×

ロ 加工賃収入額（年間）　他の企業の所有に属する原材料または製品に加工して引き渡したものに対して受け取つた加工賃および受け取るべき加工賃を記入して下さい。

※	Ⓟ	番号	加工品名	金額 億	千万	百万	十万	万	千円
									×
									×
加工賃収入額計									×

13 おもな原材料名および簡単な作業工程 購入したもの　支給されたもの	ハ 修理料収入額（年間）						×
	10（イ，ロ，ハ）の合計						×
（9項に記入した製造品の製造または加工についての作業工程を記入して下さい。）	11 内国消費税額（年間）　9イ品目別製造品出荷額の金額に含まれている物品税，酒税，トランプ類税等の税額の合計						×
	12（10−11）の金額						×

14 製造品在庫額，半製品および仕掛品額の合計金額（原材料，燃料の在庫を除く。）
（従業者9人以下の事業所は記入する必要はありません。）
(1) 事業所の所有に属するものについて記入して下さい。
(2) 原材料を他に支給して製造させた委託生産品を含め，他から支給された原材料による受託加工品および仕入れてそのまま販売するものは含めないで下さい。(3) 金額は帳簿価額によつて下さい。

年初 十億	億	千万	百万	十万	万	千円	年末 十億	億	千万	百万	十万	万	千円
						×							×

15 有形固定資産（従業者9人以下の事業所は記入する必要はありません。）
(1) 有形固定資産（土地を除く。）には建物，構築物，機械，装置，船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品等を帳簿価額で記入して下さい。
(2) 取得額には，購入，建設，自家製作，同一企業に属す他の事業所からの受入れ，増改築，建設仮勘定からの振替等による取得額を記入して下さい。
(3) 除却額には，売却，撤去，滅失，同一企業に属する他の事業所への引渡し等による除却額を記入して下さい。
(4) 減価償却額には，減価償却費として有形固定資産勘定より控除した金額または減価償却引当金として計上された金額を記入して下さい。

区分	年初現在高							取得額（年間）														除却額（年間）							減価償却額（年間）						
								新規のもの							中古のもの																				
	十億	億	千万	百万	十万	万	千円	十億	億	千万	百万	十万	万	千円	十億	億	千万	百万	十万	万	千円	十億	億	千万	百万	十万	万	千円	十億	億	千万	百万	十万	万	千円
有形固定資産（土地を除く。）							×							×							×							×							×
土地							×	×	×	×	×	×	×	×							×							×	×	×	×	×	×	×	×

◎イ	※ロ	市区町村職員押印		調査員押印		申告者の記名および押印	

通商産業省

3 ◎欄は調査員または市区町村，○欄は市区町村，◎欄は都道府県，※欄は通商産業省で記入します。

4 この調査票は，徴税その他申告者に利害関係を生ずるような目的には使用されません。

Sample